

平成 2 9 年 2 月 2 2 日

議 案

2 月 定 例 会 議

常 総 市

## 議案第46号

### 常総市行政組織条例等の一部を改正する条例について

常総市行政組織条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、市長の直近下位の内部組織として、新たに市長公室を設置するとともに、各部において分掌する事務の見直しを図り、その移管に係る改正を行うほか、関係する条例中の部及び課の名称を改めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市行政組織条例等の一部を改正する条例

(常総市行政組織条例の一部改正)

第1条 常総市行政組織条例(昭和53年水海道市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「部」を「部等」に改め、同条第1号中「企画部」を「市長公室」に改め、同条第5号中「産業労働部」を「経済環境部」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「部」を「部等」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

#### (1) 市長公室

- ア 特に重要な事項の調査及び政策立案並びに施策の推進に関する事
- イ 秘書及び渉外に関する事
- ウ 広報及び広聴に関する事
- エ 特別職の連絡調整に関する事
- オ 情報政策に関する事
- カ 防災及び危機管理に関する事

#### (2) 総務部

- ア 行政経営に関する事
- イ 予算その他財政に関する事
- ウ 財産管理に関する事
- エ 契約に関する事
- オ 法制に関する事
- カ 議会に関する事
- キ 職員に関する事
- ク 統計に関する事
- ケ 他の部等の所掌に属さない行政一般に関する事

第2条第3号エ及びオを次のように改める。

- エ 市税の賦課(国民健康保険税の賦課を除く。)に関する事
- オ 市税の収納に関する事

第2条第3号中カを削り、キをカとし、クをキとし、同条第5号中「産業労働部」を「経済環境部」に改める。

働部」を「経済環境部」に改め、同号に次のように加える。

キ 環境衛生に関すること。

ク 公害に関すること。

ケ 交通安全に関すること。

(常総市行政改革懇談会設置条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「企画部企画課」を「総務部行政経営課」に改める。

(1) 常総市行政改革懇談会設置条例（平成17年水海道市条例第42号）第7条

(2) 常総市公共事業再評価委員会設置条例（平成17年水海道市条例第60号）第8条

(3) 常総市補助金等検討委員会設置条例（平成20年常総市条例第1号）第9条

(4) 常総市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置条例（平成27年常総市条例第4号）第7条

(5) 常総市復興計画策定委員会設置条例（平成27年常総市条例第37号）第8条

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第47号

常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
について

常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正され、家族を介護するための介護休暇について、6箇月の期間を3回に分割して取得することができるように改められたほか、1日につき2時間以内の休暇が取得できる介護時間が新たに設けられたことから、同法と同様の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「達するまでの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「達するまでの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「（以下「要介護者」という。）」を削る。

第8条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「あるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市規則に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のあ

る職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「，介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（を，「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を，「するため，」の次に「任命権者が，市規則の定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え，同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する6月の期間内」を「指定期間内」に改め，同条第3項中「勤務時間」を「勤務」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は，職員が要介護者の介護をするため，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は，前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は，介護時間について準用する。

第16条第3項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「，介護時間」を加える。

附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。

議案第48号

常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業の対象となる子の範囲について、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等が対象に加えられたことから、同法に基づく必要な規定を加える改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

常総市職員の育児休業等に関する条例（平成4年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第14条及び第15条（これらの規定を）」を「（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）」、第14条（」に改める。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業（常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年水海道市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第14条の規定による特別休暇をいう。以下同じ。）を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第

1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合  
第 10 条第 1 号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第 3 条第 1 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第 10 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第 12 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第 3 条第 2 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第 17 条第 2 項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第49号

常総市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

常総市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に職員が従事した場合に支給する特殊勤務手当について、月額による支給を業務に従事した勤務日数に応じて支給する日額に改めるとともに、委託を行う業務等に係る規定を削る改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

常総市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年水海道市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第2条第11号及び第12号を削る。

第3条第2項中「1月」を「1日」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「3,000円」を「150円」に改め、同項第2号中「2,000円」を「100円」に改める。

第5条第1項中「職員で社会福祉業務の現業を行い、又は指導監督を行う者並びに心身障害者福祉センターに勤務する職員で心身障害児又は心身障害者の指導及び訓練を行う者」を「職員が社会福祉業務の現業に従事したとき」に改め、同条第2項中「1月」を「1日」に、「3,500円」を「175円」に改める。

第9条第1項中「保健施設地区活動に係る業務及び介護保険業務」を「地域保健活動」に改め、同条第2項中「1月」を「1日」に、「3,500円」を「175円」に改める。

第11条第2項中「1月」を「1日」に、「3,000円」を「150円」に、「2,000円」を「100円」に改める。

第12条第2項中「1月」を「1日」に、「3,500円」を「175円」に改める。

第13条及び第14条を削り、第15条を第13条とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に職員が従事した業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

議案第50号

常総市税条例等の一部を改正する条例について

常総市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が改正され、軽自動車税における環境性能割の導入時期に係る延伸等が行われることから、昨年6月に議決を経た税条例等の一部を改正する条例について必要な改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市税条例等の一部を改正する条例

(常総市税条例の一部改正)

第1条 常総市税条例(昭和33年水海道市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第24条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(常総市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 常総市税条例等の一部を改正する条例(平成28年常総市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(常総市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち、常総市税条例第20条の3の改正規定を削り、同条例第21条の改正規定中「, (」, 第54条の7, 第68条」の次に「, 第82条の6第1項」を加え」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「, 「第101条第1項」を「第82条の6第1項に規定する申告書, 第101条第1項」に」を削り、同条例第34条の4及び第81条の改正規定, 同条例第81条の2を削る改正規定, 同条例第82条の改正規定, 同条の次に7条を加える改正規定, 同条例第83条, 第84条, 第86条及び第89条から第93条までの改正規定並びに同条例附則第12条の3の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第13条の改正規定を次のように改める。

附則第13条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第83条第2号アの項中「第83条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において, 平成28年度分」を「には, 平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第83条第2号アの項中「第83条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において, 平成28年度分」を「には, 平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第83条第2号アの項中「第83条第2号

ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第83条第2号アの項中「第83条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 常総市税条例の一部を次のように改正する。

第20条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第21条中「）、第54条の7、第68条」の次に「、第82条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第101条第1項」を「第82条の6第1項に規定する申告書、第101条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第81条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第81条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第81条の2を削る。

第82条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第82条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者

又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第82条の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第82条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第82条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第82条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第82条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなけれ

ばならない。

(環境性能割の申告納付)

第82条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第82条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第82条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第92条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、市長が別に定める。

第83条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

を

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

- 営業用 年額 3,800円
    - 自家用 年額 5,000円
  - 「(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円
  - (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
  - (ウ) 4輪以上のもの
    - a 乗用のもの
      - (a) 営業用 年額 6,900円 に改め,
      - (b) 自家用 年額 10,800円
    - b 貨物用のもの
      - (a) 営業用 年額 3,800円
      - (b) 自家用 年額 5,000円
- 同号イ中
  - 「農耕作業用のもの
    - 2輪のもの 年額 2,000円
    - 4輪のもの及びカタピラを有するもの
      - 総排気量が1リットル以下のもの 年額 3,000円 を
      - 総排気量が1リットルを超えるもの 年額 3,900円
      - その他のもの 年額 5,900円
- 「(ア) 農耕作業用のもの
  - a 2輪のもの 年額 2,000円
  - b 4輪のもの及びカタピラを有するもの
    - (a) 総排気量が1リットル以下のもの 年額 3,000円 に改め
    - (b) 総排気量が1リットルを超えるもの 年額 3,900円
  - (イ) その他のもの 年額 5,900円

る。

第84条（見出しを含む。）及び第86条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第81条第2項」を「第82条第1項」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第81条第2項」を「第82条第1項」に改める。

第91条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第92条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項から第4項までの規定中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第93条第2項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「第81条の2」を「第82条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第12条の3の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第12条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第12条の5 市長は、当分の間、第82条の8の規定にかかわらず、知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第12条の6 第82条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第12条の7 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第12条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第82条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第82条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第13条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a (a)	6,900円	8,200円
第2号ア(ウ) a (b)	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b (a)	3,800円	4,500円
第2号ア(ウ) b (b)	5,000円	6,000円

附則第13条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第44条」を「第44条」に、「次号」を「第4号」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中常総市税条例附則第13条の改正規定及び附則第4条の規定  
平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2の規定及び第2条中常総市税条例の一部を改正する条例附則第6条第7項の表第21条第3号の項の改正規定（「第101条第1項」を「第82条の6第1項に規定する申告書，第101条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第3条及び第5条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附則第3条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成

28年度分」を「平成31年度分」に改め、同条を附則第5条とし、同条の前に次の2条を加える。

第3条 第1条の2の規定による改正後の常総市税条例（附則第5条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第13条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

常総市水害対策検証委員会設置条例を廃止する条例について

常総市水害対策検証委員会設置条例を廃止する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、平成27年9月関東・東北豪雨に伴う水害に対する検証を行うために設置された常総市水害対策検証委員会について、豪雨水害の状況、その応急対策等に関する必要な事項の検証が行われ、その結果が答申されたことから、当該委員会の設置に関する条例を廃止するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市水害対策検証委員会設置条例を廃止する条例

常総市水害対策検証委員会設置条例（平成27年常総市条例第42号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。  
別表第1水害対策検証委員会の委員の項を削る。

議案第52号

常総市空家等対策の推進に関する条例について

常総市空家等対策の推進に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことに伴い、平成25年12月に制定した常総市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正し、同法の規定に基づく空家等対策協議会の設置、特定空家等に対する措置等について必要な事項を定めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市空家等対策の推進に関する条例

常総市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年常総市条例第31号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、特定空家等に関する対策等を定め、及び実施することにより、地域の良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（所有者等の責務）

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が特定空家等にならないように、自らの責任において適切にこれを管理しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、法第4条に定めるもののほか、空家等の適切な管理のために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民の協力）

第5条 市民は、前条の規定による施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、特定空家等があると認めるときは、市長に対し、その情報を提供することができる。

（協議会の設置）

第6条 法第7条第1項の規定により常総市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更並びにその実施に関すること。
- (2) 特定空家等に係る判定に関すること。
- (3) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、空家等の適切な管理の推進に関すること。

（協議会の組織）

第7条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係する行政機関の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立入調査の公告)

第8条 市長は、法第9条第2項の規定による立入調査を行おうとする場合において、同条第1項の規定による調査の実施にかかわらず、空家等の所有者等を把握することができないときは、同条第3項の規定による通知に代えて、立入調査を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

(危険回避措置)

第9条 市長は、法第14条第1項から第3項までの規定による助言、指導、勧告又は命令を行った特定空家等について、その倒壊、建築資材の飛散等によって市民に危険が生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定空家等の所有者等の同意を得て、緊急に当該危険を回避するために必要な最低限の措置を行うことができる。

2 前項の措置に要する費用は、当該措置に係る特定空家等の所有者等の負担とする。

(警察等との連携)

第10条 市長は、特定空家等による危険を回避するため必要があると認めるときは、当該特定空家等が所在する地域を管轄する警察、消防その他の関係機関に対し、法第9条第2項の規定による立入調査の内容又は法第14条第1項から第3項までの規定による助言、指導、勧告若しくは命令の内容を提供し、必要な協力を求めることができる。

(命令に係る公示)

第11条 法第14条第11項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 命令された者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 命令に係る特定空家等の所在地

(3) 命令の内容

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

国民保護協議会の委員		日額	5,000円	一般職	を  に
国民保護協議会の委員		日額	5,000円	一般職	
空家等対策協議会の委員	学識経験を有する委員	日額	10,000円	一般職	
	その他の委員	日額	5,000円	一般職	

改める。

## 議案第53号

### 常総市介護保険条例の一部を改正する条例について

常総市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めらる。

平成29年2月22日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、介護保険法施行令が改正され、保険料率の算定の基礎となる合計所得金額について、租税特別措置法における長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除するものとされたことから、同令との整合を図る改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市介護保険条例の一部を改正する条例

常総市介護保険条例（平成12年水海道市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「において準用する令第38条第10項」及び「所得の少ない」を削る。

附則に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

第11条 平成29年度における保険料率は、第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 31,200円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 42,000円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 42,000円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 55,200円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 61,200円
- (6) 次のいずれかに該当する者 73,200円

ア 合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）

が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 79,200円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に

よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第9号イ，第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 91,200円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 103,200円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 122,400円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 136,800円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 152,400円

2 令附則第20条第2項において準用する令第39条第5項の規定による第1

号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,600円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第54号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、学校保健安全法の規定に基づいて委嘱する学校薬剤師について、その報酬額を引き上げる改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第4 学校薬剤師の項中「39,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。